注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで※	四〇デシベルから三〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5)　試験場で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	測定距離ごとの準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	三〇メートル	一〇メートル	三メートル
一五〇kHz以上四九〇kHz未満	三三・五デシベル	五七・五デシベル	八二デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	二三・五デシベル	四七・五デシベル	七二デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	二八・五デシベル	五二・五デシベル	七七デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	二三・五デシベル	四三・五デシベル	六八デシベル
三・九五MHz以上一MHz未満	八・五デシベル	一八・五デシベル	六八デシベルから二八・五デシベルまで※